

5月の税務カレンダー

固定資産税 5月31日



基礎控除の特例の創設

国税庁「源泉所得税の改正のあらまし」より

1月の事務所ニュースでも取り上げていました基礎控除・給与所得控除の見直しについて修正案が出て基礎控除の特例が創設されました。

基礎控除の特例の創設

低所得者層の税負担に対して配慮する観点や、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の基礎控除の特例を創設し、政府案と合わせて控除の金額を引き上げる。

合計所得金額	収入が給与だけの場合の見込み収入 (注3)	基礎控除額		
		改正前	改正後 (注1)	
			令和7・8年分	令和9年分以降
132万円以下	(200万円3,999円以下)	48万円	58万円 +37万円 (注2)	
132万円超 336万円以下	(200万3,999円超 475万1,999円以下)	48万円	58万円 +30万円 (注2)	58万円
336万円超 489万円以下	(475万1,999円超 665万5,556円以下)	48万円	58万円 +10万円 (注2)	58万円
489万円超 655万円以下	(665万5,556円超 850万円以下)	48万円	58万円 +5万円 (注2)	58万円
655万円超 2,350万円以下	(850万円超 2,545万円以下)	48万円	58万円	58万円

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

基礎控除額の改正に伴い、**令和8年分以後**の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に**変更は生じません**。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う**年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います**。

また、令和7年分の公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。)の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

＜蛍光灯からLEDへの切り替えは、「修繕費」か？＞

令和5年秋にスイスで開催された「水銀に関する水俣条約第5回契約国会議(COP5)」では、一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入を令和9年(2027年)12月末までに段階的に廃止することで合意しました。今後、蛍光灯の使用は困難となり、LEDへの転換が加速すると思われます。

照明設備は本来、建物附属設備として扱われているが、その蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに切り替える工事代は「修繕費」として取り扱われています。ランプは照明設備の一部品にすぎないから、というのがその理由です。

ところで、ランプを取り付ける設備自体も含めて交換する場合は、「修繕費」となる場合と「建物附属設備」となる場合に分かれる場合がありますので、当事務所に事前にご相談ください。